

目 次

教育長訓令	
○教育庁職員等健康管理規程の一部を改正する教育長訓令……………	1
告示	
○道指定天然記念物の指定について……………	2
通達・通知・照会	
○北海道立高等学校教育課程編成基準の全部改正について……………	3

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第1号

庁 中 一 般
所 管 機 関
(道立学校を除く。)

教育庁職員等健康管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。
平成23年 3月15日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

教育庁職員等健康管理規程の一部を改正する教育長訓令
教育庁職員等健康管理規程（昭和51年北海道教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3の(1)の表新規採用の項中「、糖及びウロビリノーゲン」を「及び糖」に改める。
別表第3の(2)の表を次のように改める。

対象	検査の項目		回数	備考
	第1次健康診断	第2次健康診断(精密検査)		
全職員	1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、腹囲、BMI、視力及び聴力(1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの音に係る聴力)の検査 4 胸部エックス線検査 5 血圧の測定 6 血液の検査 (1) 血清蛋白質(総蛋白質及びアルブミン)の検査 (2) 非蛋白質性窒素(尿素窒素、尿酸及びクレアチニン)の検査 (3) 酵素(アルカリフォスファターゼ、乳酸脱水素酵素、AST(GOT)、ALT(GPT)及びγ-GTP)の検査 (4) 脂質(LDLコレステロール、HDLコレステロール及び中性脂肪)の検査 (5) 糖質(グルコー	1 聴力の検査(標準純音聴力検査) 2 胸部エックス線直接撮影、胸部エックス線断層撮影、CT及び喀痰検査 3 血圧関係の検査(血清生化学検査及び眼底検査) 4 糖関係の検査(糖定性、空腹時血糖及び75gブドウ糖負荷試験並びにグリコヘモグロビンの検査) 5 腎機能関係の検査(尿蛋白比重、尿沈査、血液及び尿の生化学検査) 6 血圧の測定 7 心電図検査 8 胃部エックス線直接撮影、胃部内視鏡検査及び生検	1年に1回以上	1 採用時健康診断を受けた職員は、採用時健康診断の実施の日から1年間に限り、その者が受けた採用時健康診断の項目に相当する項目を省略することができる。 2 胸部エックス線直接撮影を必要とする職員及び胸部エックス線直接撮影後3か月を経過しない職員については、胸部エックス線間接撮影を省略することができる。 3 第1次健康診断のうち、身長、体重、腹囲及び視力の検査については、医師が必要でないと認めるときは、省略するこ

	ス)の検査 (6) 電解質（ナトリウム、カルシウム、クロール及びカリウム）の検査 (7) 血球成分（白血球、赤血球、血色素及びヘマトクリット）の検査 (8) 胆汁色素（総ビリルビン）の検査 7 尿中の糖及び蛋白質の有無の検査 8 心電図検査 9 胃部エックス線間接撮影 10 大腸ガン検査		とができる。 4 第1次健康診断のうち、聴力の検査については、35歳の職員及び40歳以上の職員に実施する。 5 第1次健康診断のうち、心電図検査については、35歳以上の職員に実施する。 6 第1次健康診断のうち、胃部エックス線間接撮影については、40歳未満の職員にあっては、医師が必要と認めるときに実施する。 7 第1次健康診断のうち、大腸ガン検査については、40歳、42歳、44歳、46歳及び48歳の職員並びに50歳以上の職員に実施する。
--	---	--	--

附 則

この教育長訓令は、平成23年4月1日から施行する。

告 示**北海道教育委員会告示第16号**

北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）第31条第1項の規定により、別記1及び別記2の天然記念物を道指定天然記念物に指定した。

平成23年3月15日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

別記1

- 1 名 称 空知大滝甌穴群そらち おおたきおうけつぐん
- 2 規 模 13,191.54平方メートル
- 3 指定年月日 平成23年3月15日
- 4 所在の場所 芦別市滝里町空知川河川敷のうち国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）による第XⅡ座標系を基準とするA地点（X＝マイナス62560.40メートル、Y＝3043.51メートル）、B地点（X＝マイナス62581.25メートル、Y＝3085.53メートル）、C地点（X＝マイナス62604.38メートル、Y＝3182.94メートル）、D地点（X＝マイナス62669.11メートル、Y＝3187.39メートル）、E地点（X＝マイナス62670.32メートル、Y＝3129.18メートル）、F地点（X＝マイナス62620.67メートル、Y＝3003.44メートル）、G地点（X＝マイナス62590.05メートル、Y＝2981.61メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。
- 5 所 有 者 北海道開発局（河川管理者）
- 6 指定の事由
 - (1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則（昭和52年北海道教育委員会規則第12号）第57条及び別表第8道指定史跡名勝天然記念物指定基準の「天然記念物の部」3地質鉱物(9)による。

(2) 指定理由

空知大滝甌穴群は、比較的狭い範囲に大小様々な甌穴が集中し、内部に大小の円礫が多数含まれているものが多く、甌穴の成り立ちを考える材料がそろっていることから貴重であり、地質学上の価値が高いものである。

別記 2

- 1 名 称 西別湿原ヤチカンバ群落地
- 2 規 模 73,971.00平方メートル
- 3 指定年月日 平成23年 3月15日
- 4 所在の場所 野付郡別海町別海71番地 3・6・25・26
- 5 所 有 者 別海町
- 6 指定の事由

(1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則（昭和52年北海道教育委員会規則第12号）第57条及び別表第 8 道指定史跡名勝天然記念物指定基準の「天然記念物の部」2 植物(12)による。

(2) 指定理由

西別湿原ヤチカンバ群落地は、日本において 2 か所しか確認されていないヤチカンバの自生地として貴重であり、植物分類地理学上の価値が高いものである。

通達・通知・照会

教 高 第 1726 号
平成23年 3月15日

各 教 育 局 長
各 道 立 高 等 学 校 長 様
北海道登別明日中等教育学校長

北海道教育委員会教育長

北海道立高等学校教育課程編成基準の全部改正について（通達）

北海道立高等学校教育課程編成基準（平成13年 3月 2日教育委員会決定。以下「現行基準」という。）が、平成23年 3月10日に、別記のとおり全部改正されましたので、今後の教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に留意の上、適切に行うよう願います。

なお、平成23年度及び平成24年度の第 1 学年に入学した生徒に係る教育課程の編成については、現行基準によるものとしますが、学科の目標については別記の全部改正後の基準（以下「新基準」という。）によるものとしますので、御承知ください。

記

- 1 新基準は、平成25年度以降第 1 学年に入学した生徒に係る教育課程の編成に関し、法令及び高等学校学習指導要領（平成21年文部省告示第34号）に定めるもののほか、道立高等学校及び道立中等教育学校によるべき事項を定めたものであること。
- 2 校長は、新基準の 2 に定める届出については、次の様式により、履修を始めようとする前の年度の 3月15日までに、所轄の教育局長を経由して行うこと。
 - (1) 新基準の 2 の(1)の届出 別記様式 1
 - (2) 新基準の 2 の(2)の届出 別記様式 2 の 1 及び別記様式 2 の 2
 - (3) 新基準の 2 の(3)の届出 別記様式 3
 - (4) 新基準の 2 の(4)の届出 別記様式 4
 - (5) 新基準の 2 の(5)の届出 別記様式 5
 - (6) 新基準の 2 の(6)の届出 別記様式 6
 - (7) 新基準の 2 の(7)の届出 別記様式 7

(学校教育局高校教育課普通教育指導グループ)
(学校教育局高校教育課産業教育指導グループ)

別記様式 1 (日本工業規格 A 4 縦型)

「学 校 設 定 科 目」設 定 届

平 成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名
校長名

学校

平成 年度以降の教育課程について、学校設定科目を次のとおり設定しますので、届け出ます。

記

教 科 名	
科 目 名	
科 目 の 目 標	
科 目 の 内 容	
単 位 数	
課 程 ・ 学 科 年	
備 考	

(注) 指導計画を添付すること。

別記様式2の1（日本工業規格A4縦型）

「学 校 設 定 教 科」設 定 届

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名
校長名

学校

平成 年度以降の教育課程について、学校設定教科を次のとおり設定しますので、届け出ます。

記

教 科 名	
教 科 の 目 標	
教 科 を 新 た に 設 定 す る 理 由	

当該教科に 関する科目名	
備 考	

別記様式2の2（日本工業規格A4縦型）

「学校設定教科に関する科目」設定届

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名
校長名

学校

平成 年度以降の教育課程について、学校設定教科に関する科目を次のとおり設定しますので、届け出ます。

記

教 科 名	
科 目 名	
科 目 の 目 標	
科 目 の 内 容	
単 位 数	
課 程 ・ 学 科 年	
備 考	

(注) 指導計画を添付すること。

別記様式3（日本工業規格A4縦型）

必履修教科・科目の単位数減に関する届

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名
校長名

学校

平成 年度以降の教育課程について、高等学校学習指導要領第1章第3款の1の(1)のただし書の規定により、次のとおり必履修教科・科目の単位数の一部を減じますので、届け出ます。

記

課 程				
学 科				
学 年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年
科 目 名				
標 準 単 位 数				
減 じ る 単 位 数				
減 じ る 理 由				
減 じ た 場 合 の 措 置				
備 考				

- (注) 1 指導計画を添付すること。
2 学年の欄については、該当する学年を○で囲むこと。

別記様式4（日本工業規格A4縦型）

「総合的な学習の時間」の単位数減に関する届

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名
校長名

学校

平成 年度以降の教育課程について、高等学校学習指導要領第1章第3款の1の(2)のただし書の規定により、次のとおり「総合的な学習の時間」の単位数を2単位とするので、届け出ます。

記

課 程				
学 科				
学 年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年

2 単位とする理由	
2 単位とした措置	
備 考	

- (注) 1 指導計画を添付すること。
2 学年の欄については、該当する学年を○で囲むこと。

別記様式 5（日本工業規格 A 4 縦型）

必履修教科・科目代替履修届

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名 学校
校長名

平成 年度以降の教育課程について、高等学校学習指導要領第1章第3款の2の(2)の規定により、次のとおり必履修教科・科目の履修に替えますので、届け出ます。
記

課 程				
学 科				
学 年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年
代 替 ・ 必 履 修 教 科 ・ 科 目 名	代替専門教科・科目		必履修教科・科目	
標 準 単 位 数				
実 施 単 位 数				
代 替 単 位 数				
代 替 す る 内 容				
代 替 の 理 由				
備 考				

- (注) 1 指導計画を添付すること。
2 学年の欄については、該当する学年を○で囲むこと。

別記様式6（日本工業規格A4縦型）

「課題研究等」の代替履修届

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名
校長名

学校

平成 年度以降の教育課程について、高等学校学習指導要領第1章第3款の2の(3)の規定により、次のとおり「総合的な学習の時間」の履修により、「課題研究等」の履修に替えますので、届け出ます。

記

課 程				
学 科				
学 年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年
代 替 さ れ る 教 科 ・ 科 目 名	農業－課題研究 水産－課題研究 看護－看護臨地実習	工業－課題研究 家庭－課題研究 福祉－介護総合演習	商業－課題研究 情報－課題研究	
代 替 単 位 数				
総合的な学習の時間の 全 履 修 単 位 数				
備 考				

- (注) 1 指導計画を添付すること。
2 学年の欄については、複数学年にわたる場合は、該当する全ての学年を○で囲むこと。
3 代替される教科・科目名の欄については、該当する科目を○で囲むこと。

別記様式7（日本工業規格A4縦型）

「総合的な学習の時間」の代替履修届

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名
校長名

学校

平成 年度以降の教育課程について、高等学校学習指導要領第1章第3款の2の(3)の規定により、次のとおり「課題研究等」の履修をもって「総合的な学習の時間」の履修に替えますので、届け出ます。

記

課 程				
学 科				
学 年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年

代 替 教 科 ・ 科 目 名	農業－課題研究 水産－課題研究 看護－看護臨地実習	工業－課題研究 家庭－課題研究 福祉－介護総合演習	商業－課題研究 情報－課題研究
代 替 単 位 数			
代 替 教 科 ・ 科 目 の 全 履 修 単 位 数			
備 考			

- (注) 1 指導計画を添付すること。
 2 学年の欄については、複数学年にわたる場合は、該当する全ての学年を○で囲むこと。
 3 代替教科・科目名の欄については、該当する科目を○で囲むこと。

別記

北海道立高等学校教育課程編成基準

(平成23年3月10日教育委員会決定)

北海道立高等学校教育課程編成基準（平成13年3月2日教育委員会決定）の全部を改正する。

北海道立高等学校の教育課程は高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「学習指導要領」という。）によるほか、この基準によるものとする。

- 1 専門教育を主とする学科（以下「専門学科」という。）の目標及び主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数は、次のとおりとする。
 - (1) 専門学科の目標は、別記1のとおりとする。
 - (2) 学習指導要領第1章第2款の3の表に掲げる各教科・科目の標準単位数は、別記2のとおりとする。
- 2 校長は、次に掲げる場合は、あらかじめ、教育長にその旨を届け出なければならない。
 - (1) 学校設定科目を設定する場合
 - (2) 学校設定教科及び当該教科に関する科目を設定する場合
 - (3) 学習指導要領第1章第3款の1の(1)のただし書の規定により、必修教科・科目の単位数の一部を減じる場合
 - (4) 学習指導要領第1章第3款の1の(2)のただし書の規定により、総合的な学習の時間の単位数を2単位にする場合
 - (5) 学習指導要領第1章第3款の2の(2)の規定により、専門教科・科目の履修をもって必修教科・科目の履修の一部又は全部に替える場合
 - (6) 学習指導要領第1章第3款の2の(3)の規定により、総合的な学習の時間の履修をもって、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）の履修の一部又は全部に替える場合
 - (7) 学習指導要領第1章第3款の2の(3)の規定により、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替える場合
- 3 その他
 この基準は、平成25年度以降第1学年に入学する生徒に係る教育課程の編成から適用する。ただし、1の(1)については、平成23年度以降第1学年に入学する生徒に係る教育課程の編成から適用する。

別記1

学 科 の 目 標

- 1 農業に関する学科の目標
 - (1) 農業科
 作物の栽培、家畜の飼育及び農業経済に関する知識と技術を習得させ、農業経営者その他の農業に関わる業務に従事する者として必要な能力と態度を育てる。

- (2) 農業科学科
食用作物、園芸作物の栽培、資源の持続的循環利用及び農業経済に関する知識と技術を習得させ、農業経営者として必要な能力と態度を育てる。
 - (3) 園芸科
園芸作物の栽培、園芸施設の利用及び農業経済に関する知識と技術を習得させ、農業経営者その他の農業に関わる業務に従事する者として必要な能力と態度を育てる。
 - (4) 園芸科学科
園芸作物の栽培及び流通並びに園芸施設の利用及び生産物の加工に関する知識と技術を習得させ、農業経営者及び関連する産業に従事する者として必要な能力と態度を育てる。
 - (5) 園芸デザイン科
園芸作物の栽培及び活用並びに生産物の加工及び流通に関する知識と技術を習得させ、農業経営者及び関連する産業に従事する者として必要な能力と態度を育てる。
 - (6) 畜産科学科
家畜の飼育、飼料作物の栽培、資源の持続的循環利用及び農業経済に関する知識と技術を習得させ、農業経営者として必要な能力と態度を育てる。
 - (7) 酪農科学科
乳牛を中心とした家畜の飼育、飼料作物の栽培、資源の持続的循環利用及び農業経済に関する知識と技術を習得させ、農業経営者として必要な能力と態度を育てる。
 - (8) 酪農経営科
乳牛を中心とした家畜の飼育、飼料作物の栽培及び農畜産物の加工・流通に関する知識と技術を習得させ、農業経営者及び関連する産業に従事する者として必要な能力と態度を育てる。
 - (9) 食品科学科
農畜産物を中心とする原料の生産、食品の加工、貯蔵及び品質管理並びに食品衛生に関する知識と技術を習得させ、食品産業の技術者として必要な能力と態度を育てる。
 - (10) 食品システム科
食品の加工、貯蔵及び品質管理並びに食品流通に関する知識と技術を習得させ、食品製造に関わる業務に従事する者として必要な能力と態度を育てる。
 - (11) 農業土木工学科
土地改良、水資源や太陽エネルギー資源の利用及び農業生産基盤の整備に関する知識と技術を習得させ、農業土木技術者として必要な能力と態度を育てる。
 - (12) 環境造園科
目的や環境に応じた造園空間の設計、施工及び管理並びに生態系を重視した環境創造に関する知識と技術を習得させ、造園技術者として必要な能力と態度を育てる。
 - (13) 森林科学科
森林のバイオマス生産・利用、環境保全及び森林経営に関する知識と技術を習得させ、森林のバイオマス・環境資源を育成・活用する技術者として必要な能力と態度を育てる。
 - (14) 生活科学科
農畜産物や農畜産物を主とする加工食品の流通、生物資源の活用及び農業経済に関する知識と技術を習得させ、生活の質の向上や健康の改善を図る技術者として必要な能力と態度を育てる。
 - (15) 生産科学科
農畜産物の生産並びに農畜産物の加工及び流通に関する知識と技術を習得させ、農業経営者及び関連する産業に従事する者として必要な能力と態度を育てる。
 - (16) 農業・生活科
農畜産物の生産や流通、生物資源の活用及び農業経済に関する知識と技術を習得させ、農業経営者及び生活の質や健康の改善を図る技術者として必要な能力と態度を育てる。
 - (17) 生産環境科学科
環境を重視した農畜産物の生産、資源の持続的循環利用及び農業経済に関する知識と技術を習得させ、農業経営者及び関連する産業に従事する者として必要な能力と態度を育てる。
 - (18) 地域資源応用科
農畜産物の生産・加工・流通・販売、地域資源の活用及び農業経済に関する知識と技術を習得させ、地域資源を有効活用する技術者として必要な能力と態度を育てる。
- 2 工業に関する学科の目標
- (1) 機械科
機械に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、機械工業及びこれに関わる業

- 務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育てる。
- (2) 電子機械科
電子機械に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、電子機械工業及びこれに関わる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育てる。
 - (3) 自動車科
自動車に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、自動車工業及びこれに関わる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育てる。
 - (4) 電気科
電気に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、電気工業及びこれに関わる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育てる。
 - (5) 電気システム科
電力技術や情報技術に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、電気工業及びコンピュータの利用・製造に関わる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育てる。
 - (6) 電気・建築科
電気や建築に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、電気及び建築に関わる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育てる。
 - (7) 情報技術科
コンピュータに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、コンピュータの利用・製造及びこれらに関わる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育てる。
 - (8) 建築科
建築に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、建築業及びこれに関わる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育てる。
 - (9) 建築システム科
建築の設計、施工及び測量に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、建築の設計、施工及び測量並びにこれらに関わる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育てる。
 - (10) 設備工業科
設備工業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、設備工業及びこれに関わる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育てる。
 - (11) 土木科
土木に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、建設業及びこれに関わる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育てる。
 - (12) 建設科
建設及び土木に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、建築及び建設並びにこれらに関わる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育てる。
 - (13) 環境土木科
環境土木に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、環境保全及び建設並びにこれらに関わる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育てる。
 - (14) 工業化学科
工業化学に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、化学工業及び化学の応用に関わる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育てる。
 - (15) 環境化学科
環境化学に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、環境化学及び化学の応用に関わる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育てる。
 - (16) 材料技術科
材料技術に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、工業材料及びこれに関わる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育てる。
- 3 商業に関する学科の目標
- (1) 商業科
商業に関する各分野についての知識と技術を習得させ、経営活動に適切に対応するために必要な能力と態度を育てる。
 - (2) 総合ビジネス科
主として流通に関する分野についての知識と技術を習得させ、国内流通に関する活動やビジネスの諸活動に適切に対応するために必要な能力と態度を育てる。
 - (3) 流通経済科
主として流通経済に関する分野についての知識と技術を習得させ、流通に関する活動に適切に対応するために必要な能力と態度を育てる。
 - (4) 流通ビジネス科

主として流通に関する分野についての知識と技術を習得させ、国内流通に関する活動に適切に対応するために必要な能力と態度を育てる。

(5) 流通サービス科

主として流通に関わるマーケティング、商業デザイン及びサービスに関する各分野についての知識と技術を習得させ、マーケティング等に関する業務に適切に対応するために必要な能力と態度を育てる。

(6) 国際経済科

主として国際経済に関する分野についての知識と技術を習得させ、国際間の経済に関する活動に適切に対応するために必要な能力と態度を育てる。

(7) 国際流通科

主として国際流通に関する分野についての知識と技術を習得させ、国内はもとより国際間の流通活動に適切に対応するために必要な能力と態度を育てる。

(8) 国際ビジネス科

主として国際経済に関する分野についての知識と技術を習得させ、国内はもとより国際間の営業活動に適切に対応するために必要な能力と態度を育てる。

(9) 会計科

主として簿記会計に関する分野についての知識と技術を習得させ、会計に関する活動に適切に対応するために必要な能力と態度を育てる。

(10) 会計ビジネス科

主として簿記会計及び商業に関する各分野についての知識と技術を習得させ、会計及び営業や販売に関する活動に適切に対応するために必要な能力と態度を育てる。

(11) 情報処理科

主として情報処理に関する分野についての知識と技術を習得させ、情報処理に関する活動に適切に対応するために必要な能力と態度を育てる。

(12) 情報システム科

主として経営活動に関わる情報処理及び情報管理に関する各分野についての知識と技術を習得させ、情報処理等に関する活動に適切に対応するために必要な能力と態度を育てる。

(13) 情報ビジネス科

主として情報処理及び商業に関する各分野についての知識と技術を習得させ、情報を活用した営業や販売に関する活動に適切に対応するために必要な能力と態度を育てる。

(14) 事務情報科

主として事務及び情報処理に関する各分野についての複合的な知識と技術を習得させ、情報機器による各種の事務に関する活動に適切に対応するために必要な能力と態度を育てる。

4 水産に関する学科の目標

(1) 海洋漁業科

漁業や海洋、船舶の運航や漁業生産などに関する知識と技術を習得させ、これらに関わる業務に従事する経営者及び技術者として必要な能力と態度を育てる。

(2) 海洋技術科

船舶の運航及び栽培生産に関する知識と技術を習得させ、これらに関わる業務に従事する経営者及び技術者として必要な能力と態度を育てる。

(3) 水産食品科

水産物を中心とする食品の製造、加工、流通、品質・衛生管理等に関する知識と技術を習得させ、これらに関わる業務に従事する技術者として必要な能力と態度を育てる。

(4) 品質管理流通科

水産物を中心とする食品の品質管理や流通等に関する知識と技術を習得させ、これらに関わる業務に従事する管理部門の中堅技術者として必要な能力と態度を育てる。

(5) 栽培漁業科

栽培漁業における種苗生産及び資源管理に関する知識と技術を習得させ、これらに関わる業務に従事する経営者及び技術者として必要な能力と態度を育てる。

(6) 機関工学科

船用機関・機器及び海洋・水産関連機械に関する知識と技術を習得させ、これらに関わる業務に従事する技術者として必要な能力と態度を育てる。

(7) 情報通信科

電気通信及び情報機器に関する基礎的な知識と技術を習得させ、これらに関わる業務に従事する技術者として必要な能力と態度を育てる。

(8) 海洋資源科

漁業生産、資源管理、食品の加工・衛生管理、海洋・水産関連機械等に関する幅広い知識と技術を習得させ、これらに関わる業務に従事する経営者及び技術者として必要な

- 能力と態度を育てる。
- 5 家庭に関する学科の目標
- (1) 家政科
生活に関する知識と技術を習得させ、家庭生活の発展を支える能力や生活に関する職業に従事する者として必要な能力と態度を育てる。
- (2) 生活文化科
生活や文化に関する知識と技術を習得させ、家庭生活の発展を支える能力や生活の各分野に関する職業に従事する者として必要な能力と態度を育てる。
- (3) 生活デザイン科
生活やこれに関連するデザインに関する知識と技術を習得させ、家庭生活の発展を支える能力や生活産業のデザインなどの各分野に関する職業に従事する者として必要な能力と態度を育てる。
- (4) 人間生活科
生活や福祉に関する知識と技術を習得させ、人間の健全な生活を支える能力や生活産業に従事する者として必要な能力と態度を育てる。
- 6 看護に関する学科の目標
衛生看護科
看護に関する知識と技術を習得させ、保健・医療・福祉などの分野において看護の業務に従事する者として必要な能力と態度を育てる。
- 7 福祉に関する学科の目標
福祉科
福祉に関する知識と技術を習得させ、社会福祉に関する業務に従事する者として必要な能力と態度を育てる。
- 8 理数に関する学科の目標
理数科
事象を探究する過程を通して、科学及び数学における基本的な概念、原理・法則などについての系統的な理解を深め、科学的、数学的に考察し表現する能力と態度を育て、創造的な能力を高める。
- 9 体育に関する学科の目標
体育科
スポーツについての専門的な理解及び高度な技能の習得を目指した主体的、合理的、計画的な実践を通して、健やかな心身の育成に資するとともに、生涯を通してスポーツの振興発展に寄与する資質や能力を育て、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。
- 10 外国語に関する学科の目標
- (1) 国際文化科
我が国及び諸外国の文化の理解や多様な外国語の習得を通じて、国際的な感覚を養うとともに、国際理解や国際協力に関する能力と実践的な態度を育てる。
- (2) 国際教養科
我が国及び諸外国の文化の理解や英語等の学習を通して、国際的な教養を深めるとともに、地域の発展を支える国際交流に貢献する能力と実践的な態度を育てる。

別記 2

主として専門学科において開設される教科・科目の標準単位数

1 農業に関する各科目

科 目 名	標 準 単 位 数
農 業 と 環 境	3～6
課 題 研 究	2～6
総 合 実 習	4～8
農 業 情 報 処 理	4～6
作 物	4～8
野 菜	4～8
果 樹	4～8
草 花	4～8
畜 産	8～12
農 業 経 営	4～6
農 業 機 械	2～6

食	品	製	造	4～8							
食	品	化	学	4～8							
微	生	物	利	用	2～6						
植	物	バ	イ	オ	テ	ク	ノ	ロ	ジ	ー	2～6
動	物	バ	イ	オ	テ	ク	ノ	ロ	ジ	ー	2～6
農	業	経	済	4～6							
食	品	流	通	4～6							
森	林	科	学	6～8							
森	林	経	営	4～8							
林	産	物	利	用	2～8						
農	業	土	木	設	計	6～8					
農	業	土	木	施	工	4～6					
水	循	環	2～6								
造	園	計	画	6～10							
造	園	技	術	4～6							
環	境	緑	化	材	料	2～6					
測	量	6～8									
生	物	活	用	2～5							
グ	リ	ー	ン	ラ	イ	フ	2～6				

2 工業に関する各科目

科	目	名	標準単位数						
工	業	技	術	基礎	2～4				
課	題	研	究	2～6					
実			習	6～12					
製			図	2～10					
工	業	数	理	基礎	2～4				
情	報	技	術	基礎	2～4				
材	料	技	術	基礎	2～4				
生	産	シ	ス	テ	ム	技	術	2～6	
工	業	技	術	英	語	2～4			
工	業	管	理	技	術	2～8			
環	境	工	学	基礎	2～4				
機	械	工	作	2～8					
機	械	設	計	2～8					
原		動	機	2～4					
電	子	機	械	2～6					
電	子	機	械	応	用	2～4			
自	動	車	工	学	2～8				
自	動	車	整	備	2～8				
電		気	基	礎	2～6				
電		気	機	器	2～4				
電		力	技	術	2～6				
電		子	技	術	2～6				
電		子	回	路	2～6				
電	子	計	測	制	御	2～6			
通	信	技	術	2～6					
電	子	情	報	技	術	2～4			
プ	ロ	グ	ラ	ミ	ン	グ	技	術	2～6
ハ	ー	ド	ウ	ェ	ア	技	術	2～8	

ソ	フ	ト	ウ	エ	ア	技	術	2～6				
コ	ン	ピ	ユ	ー	タ	シ	ス	テ	ム	技	術	2～8
建	築	構	造	設	計	画	2～6					
建	築	計	画	2～8								
建	築	構	造	設	計	2～8						
建	築	施	工	2～5								
建	築	法	規	2～4								
設	備	計	画	2～6								
空	気	調	和	設	備	2～8						
衛	生	・	防	災	設	備	2～8					
測	量	2～6										
土	木	基	礎	力	学	2～8						
土	木	構	造	設	計	2～4						
土	木	施	工	2～6								
社	会	基	盤	工	学	2～4						
工	業	化	学	4～8								
化	学	工	学	2～6								
地	球	環	境	化	学	2～6						
材	料	製	造	技	術	2～6						
工	業	材	料	2～6								
材	料	加	工	2～6								
セ	ラ	ミ	ッ	ク	化	学	2～6					
セ	ラ	ミ	ッ	ク	技	術	2～6					
セ	ラ	ミ	ッ	ク	工	業	2～6					
織	維	製	品	2～6								
織	維	・	染	色	技	術	2～6					
染	織	デ	ザ	イ	ン	2～6						
イ	ン	テ	リ	ア	計	画	2～6					
イ	ン	テ	リ	ア	装	備	2～6					
イ	ン	テ	リ	ア	エ	レ	メ	ン	ト	生	産	2～6
デ	ザ	イ	ン	技	術	2～6						
デ	ザ	イ	ン	材	料	2～4						
デ	ザ	イ	ン	史	2～4							

3 商業に関する各科目

科	目	名	標準単位数					
ビ	ジ	ネ	ス	基	礎	2～6		
課	題	研	究	2～6				
総	合	実	践	2～6				
ビ	ジ	ネ	ス	実	務	2～6		
マ	ー	ケ	テ	イ	ン	グ	2～6	
商	品	開	発	2～6				
広	告	と	販	売	促	進	2～6	
ビ	ジ	ネ	ス	経	済	2～6		
ビ	ジ	ネ	ス	経	済	応	用	2～6
経	済	活	動	と	法	2～6		
簿	記	2～6						
財	務	会	計	I	2～6			
財	務	会	計	II	2～6			
原	価	計	算	2～6				

管	理	会	計	2～6				
情	報	処	理	2～6				
ビ	ジ	ネ	ス	情	報	2～6		
電	子	商	取	引	2～6			
プ	ロ	グ	ラ	ミ	ン	グ	2～6	
ビ	ジ	ネ	ス	情	報	管	理	2～6

4 水産に関する各科目

科	目	名	標準単位数				
水	産	海	洋	基	礎	3～5	
課	題	研	究	2～6			
総	合	実	習	4～12			
海	洋	情	報	技	術	2～6	
水	産	海	洋	科	学	2～4	
漁				業	3～7		
航	海	計	器	3～10			
船	舶	運	用	4～10			
船	用	機	関	4～14			
機	械	設	計	工	作	2～6	
電	気	理	論	3～10			
移	動	体	通	信	工	学	4～8
海	洋	通	信	技	術	4～10	
資	源	増	殖	3～10			
海	洋	生	物	2～8			
海	洋	環	境	2～8			
小	型	船	舶	2～6			
食	品	製	造	4～12			
食	品	管	理	4～12			
水	産	流	通	2～6			
ダ	イ	ビ	ン	グ	2～4		
マ	リ	ン	ス	ポ	ー	ツ	2～4

5 家庭に関する各教科

科	目	名	標準単位数							
生	活	産	業	基	礎	2～4				
課	題	研	究	2～4						
生	活	産	業	情	報	2～4				
消	費	生	活	2～4						
子	ど	も	の	発	達	と	保	育	2～6	
子	ど	も	文	化	2～4					
生	活	と	福	祉	2～6					
リ	ビ	ン	グ	デ	ザ	イ	ン	2～8		
服	飾	文	化	2～4						
フ	ア	ッ	シ	ョ	ン	造	形	基	礎	2～6
フ	ア	ッ	シ	ョ	ン	造	形	4～10		
フ	ア	ッ	シ	ョ	ン	デ	ザ	イ	ン	4～14
服	飾	手	芸	2～4						
フ	ー	ド	デ	ザ	イ	ン	2～8			
食	文	化	1～2							
調	理	4～14								

栄		養	2～3
食		品	2～4
食	品	衛	2～4
公	衆	衛	2～4

6 看護に関する各科目

科	目	名	標準単位数
基	礎	看 護	8～11
人	体	と 看 護	4～8
疾	病	と 看 護	3～7
生	活	と 看 護	2～7
成	人	看 護	2～6
老	年	看 護	2～4
精	神	看 護	2～4
在	宅	看 護	2～4
母	性	看 護	2～4
小	児	看 護	2～4
看 護	の 統 合	と 実 践	2～4
看 護	臨 地	実 習	10～21
看 護	情 報	活 用	2～4

7 情報に関する各科目

科	目	名	標準単位数
情 報	産 業	と 社 会	2～6
課 題		研 究	2～6
情 報	の 表 現	と 管 理	2～6
情 報	と 問 題	解 決	2～6
情 報	テ ク ノ ロ ジ ー		2～6
ア ル ゴ リ ズ ム		と プ ロ グ ラ ム	2～8
ネ ッ ト ワ ー ク		シ ス テ ム	2～8
デ ー タ		ベ ー ス	2～8
情 報	シ ス テ ム	実 習	3～8
情 報	メ デ ィ ア	ア	2～8
情 報	デ ザ イン		2～8
表 現	メ デ ィ ア	の 編 集 と 表 現	2～8
情 報	コ ン テ ン ツ	実 習	3～8

8 福祉に関する各科目

科	目	名	標準単位数
社 会	福 祉	基 礎	2～6
介 護	福 祉	基 礎	2～6
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン		技 術	2～4
生 活	支 援	技 術	4～12
介 護		過 程	2～6
介 護	総 合	演 習	2～6
介 護		実 習	3～16
こ こ ろ と か ら		だ の 理 解	2～12
福 祉	情 報	活 用	2～4

9 理数に関する各科目

科	目	名	標準単位数

理数	数	数	学	I	5～8
理数	数	数	学	II	8～10
理数	数	数	学	特論	5～10
理数	数	物	理		3～10
理数	数	化	学		3～10
理数	数	生	物		3～10
理数	数	地	学		3～10
課	題	研	究		1～6

注 「理数物理」、「理数化学」、「理数生物」及び「理数地学」の単位数の合計が15単位を下らないこと。

10 体育に関する各科目

科	目	名	標準単位数
スポーツ	概論		3～6
スポーツ	I		2～8
スポーツ	II		2～8
スポーツ	III		2～8
スポーツ	IV		2～8
スポーツ	V		3～6
スポーツ	VI		3～6
スポーツ	総合演習		3～6

11 音楽に関する各科目

科	目	名	標準単位数
音楽	理論		2～4
音楽	史		2～4
演奏	研究		2～6
ソルフェージュ	ユ		2～4
声楽			2～6
器楽			2～8
作曲			2～6
鑑賞	研究		2～6

12 美術に関する各科目

科	目	名	標準単位数
美術	概論		2～4
美術	史		2～6
素描	描		2～6
構成			2～4
絵画			2～4
版画			2～4
彫刻			2～4
ビジュアルデザイン			2～8
クラフトデザイン			2～6
情報メディアデザイン			2～6
映像	表現		2～4
環境	造形		2～4
鑑賞	研究		2～4

13 英語に関する各科目

科	目	名	標準単位数

総 英	合 語	英 理	語 解	3～14
英	語	表	現	3～8
異 時	文 事	化 英	理 語	2～6
				2～6

